

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年4月14日(2025.4.14)

【公開番号】特開2024-170231(P2024-170231A)

【公開日】令和6年12月6日(2024.12.6)

【年通号数】公開公報(特許)2024-229

【出願番号】特願2023-87277(P2023-87277)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月4日(2025.4.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な流下領域を有する遊技盤を備えた遊技機であって、

前記遊技盤には、前記流下領域を流下する遊技球が進入可能な特定流路と、該特定流路とは別の特別流路と、を構成する特定ユニット部が設けられ、

前記特定ユニット部は透過性を有し、

前記特定ユニット部の特定面部には、前記特定流路よりも前方に位置する表示で、前記特定流路に対応した表示である特定表示と、前記特別流路よりも前方に位置する表示で、

前記特別流路に対応した表示である特別表示と、前記特定表示及び前記特別表示のいずれとも異なる装飾である特定装飾と、が設けられた特定シール部が貼り付けられるものであり、

少なくとも前記特定表示は、前記特定流路に対応した表示であることを認識可能にさせる本体部と、該本体部の外縁全体に接するように設けられる外縁部と、を有しており、

前記特定表示における前記外縁部は、前記特定表示における前記本体部及び前記特定装飾とは装飾性が異なるものであり、

前記特定シール部における前記特定表示は、少なくとも一部が前記特定流路と前後方向で重なる位置に設けられており、前記特定シール部における前記特別表示は、少なくとも一部が前記特別流路と前後方向で重なる位置に設けられており、

前記特定ユニット部には特定形状部と特別形状部とが形成され、

前記特定形状部は、前記特定シール部が前記特定面部に貼り付けられた状態における前記特定表示の位置の近傍に形成され、

前記特別形状部は、前記特定シール部が前記特定面部に貼り付けられた状態における前記特別表示の位置の近傍に形成され、

前記特定形状部及び前記特別形状部は、少なくとも前記特定シール部が前記特定面部に貼り付けられていない状態で、前記特定ユニット部の前方側から視認可能とされ、

前記特定形状部及び前記特別形状部は、前記特定ユニット部における前記特定面部の裏面から後方に突出するように設けられており、

前記特定表示は、前記特定形状部の形状とは異なる視認態様とされており、

前記特別表示は、前記特別形状部の形状とは異なる視認態様とされており、

前記特定ユニット部を正面視した場合における、前記特定形状部の左右幅は、遊技球の

40

50

左右幅とは異なっている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来より、遊技機としてのパチンコ機は、枠体と、枠体に対して着脱可能な遊技盤とを備えており、遊技盤には、遊技球が流下可能な遊技領域を有するとともに、入賞口やアウト口などの各種の入球口、および、それら入球口に対応する情報表記を有することが知られている（例えば、特許文献1）。

10

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2022-049227号公報（段落[0062]、図9）

20

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、従来の情報表記と同等の構成では、例えば、遊技機の開発過程や製造過程にて複数の入球口の何れがアウト口であるか等を確認・点検する際に手間が掛かってしまい、利便性が不十分であった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、従来よりも利便性を向上させることが可能な遊技機を提供することにある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

40

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記した目的を達成するために、請求項1に係る発明においては、遊技球が流下可能な流下領域を有する遊技盤を備えた遊技機であって、

前記遊技盤には、前記流下領域を流下する遊技球が進入可能な特定流路と、該特定流路とは別の特別流路と、を構成する特定ユニット部が設けられ、

前記特定ユニット部は透過性を有し、

前記特定ユニット部の特定面部には、前記特定流路よりも前方に位置する表示で、前記特定流路に対応した表示である特定表示と、前記特別流路よりも前方に位置する表示で、前記特別流路に対応した表示である特別表示と、前記特定表示及び前記特別表示のいずれ

50

とも異なる装飾である特定装飾と、が設けられた特定シール部が貼り付けられるものであり、

少なくとも前記特定表示は、前記特定流路に対応した表示であることを認識可能にさせる本体部と、該本体部の外縁全体に接するように設けられる外縁部と、を有しており、

前記特定表示における前記外縁部は、前記特定表示における前記本体部及び前記特定装飾とは装飾性が異なるものであり、

前記特定シール部における前記特定表示は、少なくとも一部が前記特定流路と前後方向で重なる位置に設けられており、前記特定シール部における前記特別表示は、少なくとも一部が前記特別流路と前後方向で重なる位置に設けられており、

前記特定ユニット部には特定形状部と特別形状部とが形成され、

前記特定形状部は、前記特定シール部が前記特定面部に貼り付けられた状態における前記特定表示の位置の近傍に形成され、

前記特別形状部は、前記特定シール部が前記特定面部に貼り付けられた状態における前記特別表示の位置の近傍に形成され、

前記特定形状部及び前記特別形状部は、少なくとも前記特定シール部が前記特定面部に貼り付けられていない状態で、前記特定ユニット部の前方側から視認可能とされ、

前記特定形状部及び前記特別形状部は、前記特定ユニット部における前記特定面部の裏面から後方に突出するように設けられており、

前記特定表示は、前記特定形状部の形状とは異なる視認様式とされており、

前記特別表示は、前記特別形状部の形状とは異なる視認様式とされており、

前記特定ユニット部を正面視した場合における、前記特定形状部の左右幅は、遊技球の左右幅とは異なっている

ことを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

このように、本発明によれば、従来よりも利便性を向上させることが可能な遊技機を提供することができる。

10

20

30

40

50